

木造住宅無料耐震診断事業について

☎ 建設課 ☎27-0177

木造住宅の耐震化を促進するため、町が木造住宅耐震相談士を派遣し、耐震診断を行います。

【対象となる住宅】

1. 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
2. 一戸建ての住宅（在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法によるもの）
3. 併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上の部分を居住の用に供するもの

【申込に必要な書類】

1. 耐震診断申込書
2. 誰でもできるわが家の耐震診断
3. 耐震診断を受けようとする木造住宅の建築時期がわかるものの写し
(固定資産税家屋評価証明書・建築確認通知書・登記簿標本等)

※書類1、2に関しては、建設課 管理係窓口にて配布しております。また、町HPからダウンロードしていただくことも可能です。

【申込先】 建設課 管理係窓口⑰



▲能登半島地震



◀町HP

- ・所有者で町税等を滞納していない方が申請により耐震診断を受けることができます。
- ・診断実施までに3~4か月程度要する場合があります。
- ・増改築された住宅は対象外となる可能性がございます。対象の可否については、担当課へお問い合わせください。

高齢者世帯等対象 家具固定器具等の購入費用を補助します!

☎ 総務課 ☎27-0171

地震発生時には家具が転倒することにより、「下敷きになって怪我をする」、「逃げ道をふさがれ避難が遅れてしまう」など、重大な被害が発生するおそれがあります。命を守るために、まずは室内の家具固定を実施しましょう。

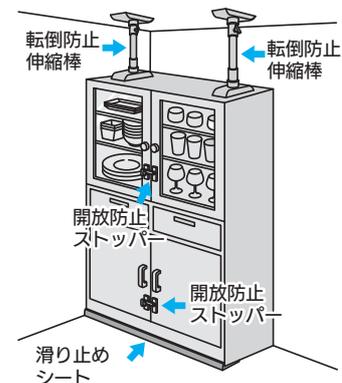
【対象世帯】

神戸町に住民登録のある世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ・ひとり暮らし高齢者（75歳以上）の世帯
- ・高齢者（75歳以上）のみの世帯
- ・介護保険で要介護3以上の認定を受けている方がいる世帯
- ・身体障害（身体障害者手帳1・2級）、知的障害（療育手帳A1・A2）の方がいる世帯

【補助金額】

- ・家具固定器具等の購入費用の1/2（100円未満切り捨て）
- ・上限2,000円（購入合計金額が2,000円以上の場合のみ補助）
- ※申請は同一年度1回に限ります。
- ※詳細は担当課にご確認ください。



▲固定器具等の一例